

平成 31 年第 1 回小城市議会定例会提案理由
(平成 31 年 3 月 1 日開会)

おはようございます。本日ここに、平成 31 年第 1 回小城市議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には、御参集を賜り厚く御礼申し上げます。

それでは、これより本議会に提案いたしております議案の提案理由を御説明申し上げます。

まず、議案第 1 号 学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例でございますが、学校教育法の改正に伴い、専門職業人の養成を目的に新たに専門職大学の制度が設けられますので、関係する条例を改正するものでございます。

次に、議案第 2 号 小城市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例でございますが、時間外勤務命令を行うことができる上限を定めるなどの所要の措置を講じるため、条例を改正するものでございます。

次に、議案第 3 号 小城市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例でございますが、市議会の議員、市長、副市長、教育長

及び病院事業管理者の期末手当の支給割合を改正するため、条例を改正するものでございます。

次に、議案第4号 小城市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例でございますが、一般職の職員の給与に関する法律の改正等に伴い、給料表、勤勉手当の支給割合、宿日直手当の額及び標準的な職務を改正するものでございます。

次に、議案第5号 小城市国民健康保険税条例の一部を改正する条例でございますが、国民健康保険財政を安定的に運営するため、国民健康保険税の税率等を改正するものでございます。

次に、議案第6号 小城市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例でございますが、災害弔慰金の支給等に関する法律の改正に伴い、り災者の経済的負担軽減を考慮し、保証人の有無、それに伴う災害援護資金の貸付け利率の変更及び償還方法を改正するものでございます。

次に、議案第7号 新市まちづくり計画の変更についてでございますが、東日本大震災に伴う合併市町村に係る地方債の特例に関する法律の改正に伴い、市町村建設計画に基づく合併特例債の発行期間が5年間延

長可能となりました。

変更の内容でございますが、新市まちづくり計画の計画期間を平成36年度（2024年度）末まで延長し、財政計画を変更したく、旧市町村の合併の特例に関する法律附則第2条第2項の規定によりなお効力を有するとされる同法第5条第7項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第8号 土地改良事業の事務の委託についてでございますが、地方自治法第252条の14第3項において準用する同法第252条の2の2第3項本文の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

内容でございますが、土地改良事業の事務の一部を白石町に委託して、これを管理し、及び執行するに当たり、規約を定めるため同町と協議するものでございます。

次に、議案第9号 土地改良事業の事務の受託についてでございますが、地方自治法第252条の14第3項において準用する同法第252条の2の2第3項本文の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

内容でございますが、佐賀市の土地改良事業の事務の一部を受託して、これを管理し、及び執行するに当たり、規約を定めるため同市と協議するものでございます。

次に、議案第 10 号 小城市道路線の認定についてでございますが、本議案の牛津永田線につきましては、県道江北芦刈線整備に関連し、県で整備される道路となっております。完成後は、市道として管理する必要があるため、道路法第 8 条第 2 項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

続きまして、予算関係議案について御説明申し上げます。

まず、議案第 11 号 平成 30 年度小城市一般会計補正予算（第 4 号）は、既定の歳入歳出予算から、それぞれ 2 億 3,288 万円を減額し、補正後の予算の総額を歳入歳出それぞれ 216 億 1,972 万 1 千円とするものでございます。

第 2 表 継続費補正は、「固定資産評価替業務委託事業」から「中学校空調設備整備事業」までの 5 事業について、経費の総額、期間、年割額を変更するものでございます。

第 3 表 繰越明許費は、「地域密着型サービス等整備助成事業」から「体育施設災害復旧事業」までの 18 事業について、それぞれの事業が年度内に完了できない見込みになっておりますので、地方自治法第 213 条第 1 項の規定により、翌年度に繰越すものでございます。

第4表 債務負担行為補正は、「三日月保健福祉センター指定管理料（空調設備熱供給料金）」から「天山・八丁ダム道路案内板敷地借上料」までの6件を追加するものでございます。

第5表 地方債補正は、「小中学校空調設備整備事業（合併特例債）」、「小中学校空調設備整備事業（学校教育施設等整備事業債）」の2事業を追加し、「保育所等施設整備事業（合併特例債）」から「農地及び農業用施設災害復旧事業（災害復旧事業債）」までの8事業について、限度額を変更するものでございます。

歳出の主な内容は、実績に応じた事業費の減額になっておりますが、増額分の主なものについて御説明申し上げます。

第2款 総務費では、バス事業者の運行費用を補助する「生活交通路線バス維持費補助事業」などを計上しております。

第3款 民生費では、事業費が毎年増額しております「介護給付費・訓練等給付費支給事業」の費用や国民健康保険特別会計から支払う前年度分国庫支出金の返還金などの財源として「国民健康保険特別会計繰出金」などを計上しております。

第4款 衛生費では、天山地区共同環境組合が建設中の可燃ごみ焼却施設（クリーンヒル天山）の建設費用の負担金などを計上しております。

第 6 款 農林水産業費では、国の補正予算に伴う県営事業の負担金や海苔の色落ち被害になる栄養塩低下を改善する「海苔養殖漁場環境改善緊急対策事業」の補助金などを計上しております。

第 10 款 教育費では、国の補正予算に伴う小中学校の空調設備整備事業の費用などを計上しております。

以上、歳出の主なものについて申し上げましたが、歳入につきましては、事務事業に伴う国・県支出金、市債などを増減額し、財源調整として財政調整基金繰入金を減額するものでございます。

次に、議案第 12 号 平成 30 年度小城市下水道特別会計補正予算（第 3 号）は、既定の歳入歳出予算から、それぞれ 9,130 万 3 千円を減額し、補正後の予算の総額を歳入歳出それぞれ 23 億 6,065 万 2 千円とするものでございます。

第 2 表 継続費補正は、「特定環境保全公共下水道事業 三日月浄化センター建設工事」の年割額を変更するものでございます。

第 3 表 繰越明許費は、牛津処理区、小城処理区の事業費について、事業が年度内に完了できない見込みになっておりますので、地方自治法第 213 条第 1 項の規定により、翌年度に繰越すものでございます。

第 4 表 債務負担行為は、下水道管埋設敷^{まいせつじき}土地賃借

料を計上しております。

第5表 地方債補正は、公共下水道事業及び農業集落排水事業の事業費確定に伴い、借入限度額を変更するものでございます。

補正の主な内容でございますが、歳出につきましては、実績に応じて事業費及び施設管理費を減額するものでございます。

歳入につきましては、下水道使用料を実績により追加し、下水道分担金及び負担金、県支出金、繰入金、市債を減額するものでございます。

次に、議案第13号 平成30年度小城市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）は、既定の歳入歳出予算に、歳入歳出それぞれ4,552万3千円を追加し、補正後の予算の総額を歳入歳出それぞれ49億267万7千円とするものでございます。

補正の主な内容でございますが、歳出につきましては、諸支出金を増額するものでございます。

歳入につきましては、県支出金を減額し、前年度療養給付費等を精算し返還するため、一般会計繰入金を増額するものでございます。

次に、議案第14号 平成30年度小城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、既定の歳入歳出予算から、歳入歳出それぞれ1,211万7千円を減額し、

補正後の予算の総額を歳入歳出それぞれ 5 億 3,811 万 7 千円とするものでございます。

補正の主な内容でございますが、歳出につきましては、佐賀県後期高齢者医療広域連合納付金を減額するものでございます。

歳入につきましては、後期高齢者医療保険料及び一般会計繰入金を減額するものでございます。

次に、議案第 15 号 平成 30 年度小城市水道事業会計補正予算（第 2 号）は、収益的収入及び支出の既定予算の総額にそれぞれ 293 万円を追加し、補正後の予算の総額をそれぞれ 2 億 9,647 万 1 千円とするものでございます。

補正の主な内容でございますが、収益的支出では、一般職の給与の改正に伴う人件費の増額、委託料、受水費などの減額、資産の確定に伴う減価償却費の増額、消費税及び地方消費税の増額でございます。予備費の増額は、収支の調整のためのものでございます。

収益的収入では、給水工事申請の増加に伴う手数料、加入金等の増額でございます。

次に、議案第 16 号 平成 30 年度小城市病院事業会計補正予算（第 3 号）でございますが、収益的収入では、補正後の予算総額を 13 億 4,002 万 6 千円、収益的支出の補正後の予算総額を 13 億 4,045 万 5 千円とする

ものでございます。

補正の主な内容でございますが、収益的支出では、医師の異動と給与の改正などによる人件費、今後の支出を見込み、材料費や経費及び減価償却費等を計上するものでございます。

収益的収入では、保険事業に係る国保調整交付金の交付見込額などを増額するものでございます。

次に、資本的収入及び支出では、補正後の資本的収入の予算総額を 2,642 万 8 千円とするものでございます。

補正の主な内容でございますが、医療機器整備に伴う国保調整交付金の交付見込額を計上しております。

次に、平成 31 年度当初予算について御説明申し上げます。

まず、議案第 17 号 平成 31 年度小城市一般会計予算ですが、予算総額は、歳入歳出それぞれ 231 億 7,788 万 7 千円でございます。

前年度の当初予算と比較しますと、7.2%、15 億 6,581 万 3 千円の増となっております。

第 2 表 債務負担行為は、「筑後川下流土地改良事業負担金」の期間、限度額を定めるものでございます。

第 3 表 地方債は、「保育所等整備補助事業（合併特例事業債）」から「臨時財政対策債」までの 13 事業に

ついて、起債の目的、限度額等を定めるものでございます。

そのほか、一時借入金の借入れの最高額を15億円と定めるものでございます。

次に、新たに取り組む事業などの主な歳出について御説明申し上げます。

まず第2款 総務費では、スマートフォン、外国人や高齢者等に対応するホームページの更新費用、ふるさと応援寄附金の受納見込額を18億円と見込み、お礼の品代や広告料、手数料などを計上しております。

第3款 民生費では、認知症対応型グループホームや小規模多機能型居宅介護事業所の施設整備を補助する「地域密着型サービス等整備助成事業」、私立保育園の施設整備に対する補助金、三日月幼稚園を認定こども園に移行する準備費用、病児保育施設の整備に対する補助金などを計上しております。

第4款 衛生費では、天山地区共同環境組合が建設中の可燃ごみ焼却施設（クリーンヒル天山）の建設費用の負担金などを計上しております。

第6款 農林水産業費では、関係市町などで管理費を負担し施設を管理する「基幹水利施設管理事業」、引き続き実施している暗渠排水工事の「基盤整備促進事業」や農業用用水路を整備する「農業基盤整備促進事業」の経費、芦刈漁港区域内の浚渫費用などを計上し

ております。

第7款 商工費では、前年度に引き続き官民が連携したイベントなどを展開する「地域観光資源活用空間創出事業」や、ゆるキャラ着ぐるみを更新する「観光PR事業」の経費などを計上しております。

第8款 土木費では、三日月町四条区にある太鼓橋架替えの負担金、牛津赤れんが館周辺広場の用地買収費用、PPP/PFI事業を活用した「牛津子育て支援集合住宅整備事業」、危険空き家等の除却費補助などの「空家等対策推進事業」、小城町下町交差点付近の中川都市下水路の用地買収費用などを計上しております。

第9款 消防費では、防災ハザードマップの作成などの「防災対策事業」の費用を計上しております。

第10款 教育費では、小中学校の普通教室や公立幼稚園に空調設備を整備する費用、国指定重要文化財の収蔵施設の修理費補助金、学校給食センターの調理、配送等の業務を民間委託する費用、給食施設を集約化する新給食センター建設のPFI導入を検討する費用などを計上しております。

引き続き、歳入について御説明申し上げます。

市税は、個人市民税と固定資産税を増収、軽自動車税や市たばこ税を減収と見込んでおりますが、市税全体では増収と見込んでおります。

次に、地方交付税及び市債の臨時財政対策債は、国

の地方財政計画を考慮した見込額を計上し、臨時財政対策債を除く市債や分担金及び負担金、国・県支出金などは、それぞれの事業に伴う財源として計上しております。

寄附金は、ふるさと応援寄附金を前年度から2億円減の18億円と見込み、その他の収入は、地方財政計画やこれまでの実績などから見込額を計上しております。

繰入金は、目的基金からの繰入れや繰上償還の財源として減債基金からの繰入れ、公共施設整備基金からの繰入れも計上しておりますが、これらだけでは財源不足が生じることから、財政調整基金の繰入額を増額し予算を調整しております。

次に、特別会計予算の議案について、御説明申し上げます。

まず、議案第18号 平成31年度小城市簡易水道特別会計予算ですが、予算総額は、歳入歳出それぞれ741万3千円でございます。前年度の当初予算と比較しますと、原田地区配水施設整備事業の終了に伴いまして、マイナス75.5%、2,283万2千円の減となっております。

主な内容としましては、4箇所の施設により、山間部集落6地区110戸に飲料水を供給する事業運営にかかる予算となっております。

次に、議案第 19 号 平成 31 年度小城市下水道特別会計予算ですが、予算総額は、歳入歳出それぞれ 23 億 4,747 万円でございます。前年度の当初予算と比較しますと、マイナス 6.0%、1 億 5,054 万 1 千円の減となっております。

第 2 表 地方債は、公共下水道事業、農業集落排水事業、市営浄化槽事業及び公営企業会計適用の起債の目的、限度額等を定めるものでございます。

そのほか、一時借入金の借入の最高額を 6 億円と定めるものでございます。

続きまして、主な事業内容について御説明申し上げます。

まず、農業集落排水事業につきましては、織島、砥川処理区において、施設の機能強化対策事業費及び各処理区の維持管理費を計上しております。

公共下水道事業については、三日月浄化センターの増設工事費、三日月、芦刈、牛津、小城処理区の^{かんきよ}管渠工事費及び各処理区の維持管理費を計上しております。

また、下水道事業等公営企業会計移行事務のための事業費を計上しております。

次に、議案第 20 号 平成 31 年度小城市国民健康保険特別会計予算ですが、予算総額は、歳入歳出それぞれ 49 億 735 万 1 千円でございます。前年度の当初予算

と比較しますと 1.5%、7,096 万円の増となっております。

主な内容としましては、歳入では、国民健康保険税を増額し、歳出では、国民健康保険事業費納付金を増額するものでございます。

次に、議案第 21 号 平成 31 年度小城市後期高齢者医療特別会計予算ですが、予算総額は、歳入歳出それぞれ 5 億 4,779 万 1 千円でございます。前年度の当初予算と比較しますと 1.0%、535 万 2 千円の増となっております。

主な内容としましては、軽減特例等の見直しにより、歳入では、後期高齢者医療保険料を増額し、歳出では、後期高齢者医療広域連合納付金を増額するものでございます。

次に、企業会計予算について御説明申し上げます。

まず、議案第 22 号 平成 31 年度小城市水道事業会計予算ですが、収益的収入及び支出の総額をそれぞれ 2 億 9,718 万 1 千円とするものです。

収益的支出につきましては、佐賀西部広域水道企業団からの受水費、施設の維持管理費、固定資産の減価償却費などを計上しております。

収益的収入につきましては、給水収益、受取利息及

び配当金などを計上しております。

次に、資本的支出につきましては、配水管布設替え等の建設改良費、起債の償還金など 8,825 万 5 千円を計上し、資本的収入につきましては、工事負担金 100 万円を計上しております。

次に、議案第 23 号 平成 31 年度小城市病院事業会計予算ですが、収益的収入及び支出の総額をそれぞれ 13 億 7,495 万 9 千円を計上しております。前年度当初予算と比較しますと、3.2%、4,324 万円の増となっております。

収益的支出につきましては、職員給与費、薬品等の材料費などの医業費用、企業債の支払利息や消費税及び地方消費税などの医業外費用などを計上しております。

収益的収入につきましては、入院収益、外来収益などの医業収益、預金利子や不採算地区病院の運営に要する経費などの他会計負担金など医業外収益を見込んでおります。

次に、資本的支出につきましては、X線撮影装置や心電図モニターなどの医療用機器の購入のための建設改良費や企業債元金に係る償還金などを計上し、資本的収入につきましては、企業債の元金に係る一般会計負担金、医療機器整備のための出資金などを計上しております。

なお、資本的収入で不足する額は、過年度損益勘定留保資金で補てんするものでございます。

次に、議案第 24 号 小城市教育委員会委員の任命についてでございますが、教育委員会委員の上野^{うえの}保明^{やすあき}氏が平成 31 年 5 月 15 日をもって任期満了となりますので、後任の教育委員会委員として吉田^{よしだ}安之^{やすゆき}氏を任命するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 2 項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

次に、諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦についてでございますが、人権擁護委員の一ノ瀬^{いちのせ}一磨^{かずま}氏が、平成 31 年 6 月 30 日をもって任期満了となりますので、後任の人権擁護委員として、本村^{もとむら}直幹^{なおき}氏を推薦するため、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

次に、諮問第 2 号 人権擁護委員候補者の推薦についてでございますが、人権擁護委員の諸岡^{もろおか}賢治^{けんじ}氏が、平成 31 年 6 月 30 日をもって任期満了となりますので、後任の人権擁護委員として、鍵山^{かぎやま}均^{ひとし}氏を推薦するため、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

以上、今定例会に提案をいたしております議案につきましては、その概要を御説明申し上げましたが、御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。提案理由の御説明とさせていただきます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。